

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「受診者の記号及び番号」

を

「受診者の加入医療保険の記号、番号等」

に

「番号」

「番号」

「番号」を

「番号」

「番号」

に

「番号」

「を」を

「を」

に改め、「（白署又は記名押印）」を削る、

「添付書類」

を

「加入医療保険の法」

に

「個人番号・その他」

「2か所通院有」

「居住地特例有」

を

「2か所通院有」

に

「居住地特例有」

「居住地特例有」

に改める。

様式第二号中「（白署又は記名押印）」を削る。

様式第三号中

「居住地」

を

「住所」

に

「被保険者証及び番号」

を

「加入の医療保険及び番号」

に

「被保険者証及び番号」

「今回申請書への意見書（診断書）の添付の有無」

を

「意見書（診断書）の有無」

に改める。

様式第四号中

「被保険者証に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者）」

を

「加入医療保険に関する事項（記号及び番号・保険者名・受診者）」

に改め、「（白署又は記名押印）」を削る。

様式第五号中「（白署又は記名押印）」を削る。

様式第六号（一）中「㊦」を削り、同様式の別紙中

「（ふりがな）氏名」

を

「（白署又は記名押印）」

「（ふりがな）氏名」

に改める。

様式第六号（二）中「㊦」を削り、同様式の別紙一中

「ふりがな氏名」

を

「（白署又は記名押印）」

ふりがな
氏 名

に改め、同様式の別紙三から別紙五まで及び別紙七から別紙十

までの規定中「㊦」を削る。

様式第七号（一）中「㊦」を削り、同様式の別紙一中

（ふりがな）
氏 名
（白墨又は記名押印）

を

（ふりがな）
氏 名

に改める。

様式第七号（二）中「㊦」を削り、同様式の別紙一中

（ふりがな）
氏 名
（白墨又は記名押印）

を

（ふりがな）
氏 名

に改める。

様式第八号（一）から様式第九号までの規定中「㊦」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第三号による医療受給者証は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第三号による医療受給者証とみなす。